

## 随意契約結果表(委託等契約)

所属名	産業政策部成長産業推進課
契約締結年月日	令和 7 年 12 月 5 日
契約者名	Approach Consulting Group LLC
契約名	米国医療機器関連企業交流事業等支援業務委託
契約金額	4,875,750 円
随意契約理由	<p>本業務は、令和 8 年 2 月に米国カリフォルニア州で開催される医療機器関連展示会に合わせて、県が主催する県内企業と米国企業の交流イベントや米国企業訪問等について、イベントや訪問活動の企画、米国企業との調整・アポイント取得、交流イベントや企業訪問等への同行支援を委託するものである。</p> <p>本県では「メディカル・デバイス・コリドー推進計画」を策定し、海外展開を施策の一つとして位置づけている。今回、米国展開事業として初めて米国で企業同士の交流イベントを開催するにあたり、事前に米国企業との接点を確保し、県内企業と親和性の高い企業に参加してもらうことが重要である。また、イベントの企画にあたっては、米国の医療機器産業や規制、文化・慣習を踏まえることが不可欠である。</p> <p>このため、独立行政法人中小企業基盤整備機構の海外展開相談を活用し、海外ビジネス経験の豊富な登録専門家を紹介いただいた。同機構から紹介された「Approach Consulting Group LLC」COO 岩本氏と複数回打合せを行い、県の事業目的や予算等を踏まえた交流イベントの方向性やイベント内容の候補、交流候補となる米国企業・団体のリスト等をまとめた報告書（ロングリスト）を提供いただいた。なお、同機構の支援範囲は報告書作成までであり、具体的な企業へのアポイント取得や同行は対象外である。</p> <p>本事業の遂行には、上述したこれまでのやりとりを含め、県の目的やこれまでの取組を理解し、報告書に記載された米国企業情報やアポイント取得に必要なネットワーク、さらに日本企業や自治体支援の実績、米国医療機器産業や文化・慣習に関する専門知見を兼ね備えた企業であることが不可欠である。これらの専門的な情報やネットワーク、実績、知見を有する企業は「Approach Consulting Group LLC」以外に存在しない。</p>

	<p>以上の理由から、本業務はその性質又は目的が競争入札に適さないものであり、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき随意契約とし、確実な遂行が可能な委託先が他に存在しないため、山梨県財務規則第 137 条第 3 項の特別の理由に該当し、見積合せを省略する。</p>
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号